

# 「海事代理士法施行規則」及び「海事代理士試験規程」の一部改正に関するパブリックコメントについて

平成19年4月  
海事局総務課

## 改正の背景

新たに海事代理士として業務を行うためには、一般法律知識や海事に関する法令についての専門的な知識を有している必要があることから、海事代理士法（昭和26年法律第32号。以下「法」と言います。）第2条第1号の規定により、海事代理士試験（以下「試験」と言います。）に合格した者に対して海事代理士資格を与えることとされており、資格を付与された後、地方運輸局長が備える海事代理士名簿への登録が必要となります。

今般、海事代理士関係手続の簡素化による利用者利便の一層の向上のため、登録に係る手続き等について規定する海事代理士法施行規則（昭和26年運輸省令第42号。以下「規則」と言います。）及び試験の内容・方法等について規定する海事代理士試験規程（昭和26年運輸省令第81号。以下「規程」と言います。）において、以下の改正を行うこととします。

## 改正の概要

### 1. 海事代理士法施行規則の一部改正

#### （1）登録申請書に添付する書面について

規則第1条第2項第2号において、登録申請書に添付する書面の一つとして「戸籍抄本」が規定されています。

今後、本邦に居住する外国人が海事代理士試験を通じ資格を取得する状況も考えられることから、「戸籍抄本」に代わる書面として「外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面」を規定することとします。

#### （2）海事代理士事務所の表札の記載について

規則第15条第1項において、登録後に海事代理士がその事務所に掲出する表札については、「海事代理士何某事務所」と記載することとされていますが、利用者が容易かつ確実に「海事代理士」の事務所であることの判別が可能であることを担保しつつ、海事代理士が自らの判断により柔軟な表示が出来るようにすることとします。

#### （3）その他所要の改正を行うこととします。

### 2. 海事代理士試験規程の一部改正

#### （1）願書の提出先について

規程第4条第1項において、試験を受けようとする者（以下「受験者」と言います。）は、受験願書（以下「願書」と言います。）を受験者の居住地を管轄

する地方運輸局長を経由し、国土交通大臣に提出することとされています。

手続きの簡素化・迅速化を図ることにより、受験者の利便性の向上等に資する観点から、今後は、願書を、受験地を管轄する地方運輸局長を経由し、国土交通大臣に提出することとします。

また、規程第1条第3項の規定により、前年の海事代理士試験における筆記試験合格者については、当該年の筆記試験が免除され、本省で実施される口述試験のみの受験となるため、受験者の利便性の向上等に資する観点から、今後は、願書を、受験者から国土交通大臣に直接提出することとします。

(2) 合格者氏名の公表について

規程第5条第1項において、国土交通大臣は、試験の合格者を決定したときは、遅滞なくその氏名を官報に公示することとされています。

合格者氏名の官報への公示については、受験者へ合否結果を周知するために行っているものであることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の趣旨を踏まえ、今後は、受験番号のみの公示をすることとします。

**今後のスケジュール（予定）**

公布：平成19年6月末

施行：平成19年7月1日